

新たな健診制度

「特定健診・保健指導」がはじまります

今年度より、各医療保険者にメタボリックシンドロームの概念に着目した生活習慣病予防のための特定健診・保健指導の実施が義務づけられました。

これまで町で実施していた基本健診に変わり、皆さんが加入しているそれぞれの医療保険・組合等で健康診断を受診することになります。町（保険者）でも、国民健康保険に加入している40歳～74歳の方について、新たな法に基づく「特定健診・保健指導」を実施いたします。

今月号では、三芳町国民健康保険で策定しました「特定健康診査等実施計画（抜粋）」を掲載いたします。詳細については、ホームページでもご覧いただけます。問い合わせ 住民課国保年金係（内線154）

※75歳以上の方の後期高齢者健康診査については、広報6月1日号でお知らせいたします。問い合わせ 高齢者支援課高齢者福祉係（内線183）

が、高齢者医療確保法第23条により結果通知を行う際に、個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供します。

実施にあたっては、医師、保健師、管理栄養士が中心となって行います。

「動機付け支援」および「積極的支援」において、①初回面接、②対象者の行動目標・支援計画の作成、③保健指導の評価に関する業務、また、「動機付け支援」および「積極的支援」のプログラムのうち、食生活・運動に関する対象者の支援計画に基づく実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士であること、その他食生活の改善、運動指導に関するものは専門的知識及び技術を有するものが実施します。

1実施形態

新制度のため、対象者数の把握が困難であることや、実態なども考慮する必要があるため、町（保健予防部門）が実施する。

2実施場所

保健センター等の保健指導に適した施設。

3実施時期・回数

特定健診結果に基づき、健診受診の翌々月から随時実施。

特定保健指導対象者の判定基準

■内臓脂肪型肥満

腹囲 男性 85cm 以上 女性 90cm 以上 (またはBMI25以上)



内臓脂肪型肥満に加え、以下の項目が該当

■高血糖

空腹時血糖 100mg/dl 以上 (またはHbA1cが5.2%以上)

■脂質異常

中性脂肪 150mg/dl 以上
または HDLコレステロール40mg/dl 未満

■高血圧

収縮期血圧 130mmHg 以上
または 拡張期血圧85mmHg 以上

■喫煙習慣がある

喫煙は動脈硬化の直接の原因となります

※BMI (体格指数) = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

特定健診・特定保健指導の判定基準により、リスクに合わせて保健指導

リスクが重なりだした段階 積極的支援

健診結果の改善に向けて、継続的に実行できるような支援がなされます。

リスクが出現しはじめた段階 動機づけ支援

自分の生活習慣の改善点や実践していく行動などに気づき、自ら目標を設定し、行動にうつすことができるような支援がなされます。

今のところメタボリックシンドロームではない 情報提供

健診結果から今の健康状態を把握し、健康な生活を送るための生活習慣の見直しや改善のきっかけとなる情報が提供されます。非該当者だけでなく、全員に実施されます。

三芳町国民健康保険の特定健診・保健指導の目標値

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
特定健診受診率	42%	45%	50%	60%	65%
保健指導実施率	15%	25%	35%	40%	45%
メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率					10%減少

三芳町国民健康保険特定健康診査等実施計画（抜粋）
特定健康診査等基本指針に掲げる参酌基準をもとに、三芳町国民健康保険における目標値を次のとおり設定しました。

特定健診の実施項目

① 基本的な健診項目（国による必須項目）

ア 質問（問診）
イ 身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）
ウ 理学的所見（身体診察）
エ 血圧測定
オ 尿検査（尿糖・尿蛋白）
カ 肝機能検査（AST（GOT）・ALT（GPT）・γ-GT（γ-GTP））
キ 脂質検査（HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪）
ク 血糖検査（空腹時血糖 or ヘモグロビンA1C）

② 付加健診項目（町独自のもの）
ア 貧血検査（赤血球・血色素・ヘマトクリット値）
イ 心電図検査

③ 詳細な健診の項目（医師判断項目）
一定の基準の下、医師が必要と判断したものを選択
ア 眼底検査
イ 貧血検査
ウ 心電図検査

周知、案内方法

特定健診受診対象者には、毎年健診月の1か月前までに「特定健診受診券」を送付します。

なお、特定健診受診者全員に健診結果表を送付するとともに、支援グループに該当する者に対しては、保健指導利用券を同封します。

特定健診の実施

1実施形態

医療機関への個別方式による委託

2実施場所

東中間医師会に属する特定健診委託基準を満たす医療機関

3実施期間

毎年7月から11月までとする。

4特定健診委託単価及び自己負担額

委託単価については、年度ごとに町と実施機関との間で契約を結ぶものとする。

また、自己負担額については特定健診等実施要綱に定める額とする。

※自己負担額はこれまでの基本健診で負担していた千円とする。

保健指導の実施

保健指導は「動機付け支援」および「積極的支援」とし、「情報提供」については高齢者医療確保法第24条による保健指導ではない

国民健康保険税率が変わります

医療制度改革に伴い、国民健康保険税の賦課方式が変更となり、後期高齢者支援分が創設されました。平成20年度の医療分と後期高齢者支援分の合計が平成19年度の医療分と同額となるよう改正を行いましたので、所得割率、均等割額、課税限度額の総計は据置となります。

平成19年度			平成20年度		
医療分	所得割率	8.3%	後期高齢者支援分	所得割率	6.7%
	均等割額	24,000円		均等割額	13,200円
	課税限度額	520,000円		課税限度額	410,000円
介護分	所得割率	0.8%	所得割率	1.6%	
	均等割額	10,800円	均等割額	10,800円	
	課税限度額	70,000円	課税限度額	110,000円	
合計課税限度額		590,000円	合計課税限度額		590,000円